

移民研究と多文化共生



日本移民学会 編



日本移民学会創設
20周年記念論文集

移民研究の視点から現代日本社会における
多文化共生の現状と課題にアプローチする。

CONTENTS

第2章 移民研究と米国人口センサスをめぐる史・資料 —接近と課題—	菅(七戸) 美弥 290
第3章 移民学習論 —多文化共生の実践にむけて—	森茂 岳雄・中山 京子 307
第4章 アメリカ移民史研究の現場から見た日本の移民史研究	東 栄一郎 320
あとがき	竹沢 泰子 335
日本移民学会20周年関連年表	337

執筆者紹介

序論 移民研究から多文化共生を考える

竹沢 泰子

はじめに

「多文化共生」という言葉は、1993年頃から川崎市で使われ始め、1995年の阪神・淡路大震災を機に全国に広まったといわれる。この言葉が日本社会においてそれまでさほど可視的でなかった新移住者(「ニューカマー」)の存在に光を当て、さまざまな外国人支援活動の後押しとなってきたことは間違いない。

しかし一方で、「多文化共生」という華やかな名称とは乖離した現実をわれわれは目の当たりにしている。グローバリゼーションの加速化に伴い、移民に対する差別や排斥はすでに各国において顕在化していたが、2001年9月11日に発生した同時多発テロ以後、不寛容・排外主義の空気が世界に蔓延している。日本においては、それらに加えて拉致問題やヨンピョン島攻撃などに端を発する北朝鮮との緊張関係、諸外国にも増して深刻化している不況といった日本個別の事情が、事態をさらに悪化させているのである。

本書は、日本移民学会創設20周年を記念して、移民研究の視点から、現代日本社会における多文化共生の現状と課題にアプローチするものである。創設時の日本移民学会では、海外に渡った日本人移民・日系人に関する研究が主体であったが、近年では国内外におけるさまざまな移民やエスニック集団についての研究報告が増加するなど、研究内容の多様化が進んでいる。本書では、本学会が誇る移民研究の蓄積と、近年とくに若い世代の間で関心を集めている多文化共生に関する研究との接合を試みる。多文化共生については、すでに教育学や社会学などの諸領域において研究が積み重ねられている。

これに対して移民研究はきわめて学際的な領域であり、個々の研究者の背景も、歴史学、文学、社会学、文化人類学、教育学、地理学、政治学、経済学等、多岐に渡る。本書は、このような学際的な視点から多文化共生研究に新たな視座を提供する可能性を探るものである。

「多文化共生」概念については、前述したように厳しい現実を受けて、さまざまな矛盾や問題点が指摘されている。多文化共生は構造的差別や不平等を覆い隠すものであるといった批判はその代表格である¹⁾。本書においても、「多文化共生」を無批判に用いているわけではない。しかし、「内なる国際化」、「異文化理解」、そして近年の「社会統合」など²⁾、「外国人」の増加とともに、さまざまな言葉が登場しては消え、あるいは輸入されたものの日本の土壤に馴染まず定着していないのが現状である。そこで本書では、あえてこの裾野の広い「多文化共生」を用いつつ、それが内包する構造的問題や課題を移民研究の視点から検討することを試みる。

以下では、筆者の専門分野を中心とするがゆえの限られた視点からではあるが、まず多文化共生の背景を概観し、諸外国の多文化主義の議論を批判的に援用しつつ、日本独自の多文化共生の可能性を探る。さらに移民研究から「多文化共生」を考察する可能性について論じ、後続の章につなげたい。

1. 「多文化共生」の背景

2010年現在、自分の出生国と現在の居住国が異なる「国際移民」は、2億1400万人に上り、地球上の全人口の3%を占めている。とくに過去30年における増加が著しく、1980年と比べるとその数は倍増している。これは国際移民の急増と1980年代から本格化したグローバリゼーションとの間の密接な関係を示すものである。国際移民の現象は新しいものではないが、それ以前と決定的に異なるのは、技術革新によって、メディア、遠距離通信、運輸における時間短縮とコスト軽減が可能となったことである。

現代における移民の特徴について、かつて本学会シンポジウム「移民研究の現状と課題」(1998年『移民研究年報』に特集として収録)において4つの大きな特徴を挙げた。ここで詳述は避けるが、その時点で指摘した特徴とは、①脱領域化と継続的なトランクナルな移動、②開発途上国から開発途上国

への移住の増加、③女性移民の急増、④「非合法移民」の増加、であった(竹沢 1998: 69-70)。現時点での追記すべき現代移民の特徴として、⑤中継国を経由する移民の増加³⁾、⑥二重国籍保有者の増加⁴⁾、が挙げられよう。

さて、日本の「多文化共生」に目を転じて、いくつかの基本的事項を確認しておきたい。2009年末現在の統計によると、日本国内の外国人登録者数は218万6121人であり、これは日本の総人口の1.71%に相当する。過去最高記録となった前年に比べ、3万1305人減少し、人口比率も0.03%下落している。とくに前年に比べてブラジル国籍が4万5126人(14.4%)、韓国・朝鮮籍が1万744人(1.8%)減少していることが目を引く。前者は不況で帰国ラッシュが続き、後者は高齢化や帰化が影響していると思われる。一方、中国籍は、2万5141人(3.8%)増加し、外国人登録者のなかでは韓国・朝鮮籍を抜いて一位となった。このほか、約11万人の非正規滞在者がいると推定されている⁵⁾。

言うまでもなく、「多文化共生」という言葉は、海外から輸入された「多文化主義」という言葉のなかの「多文化」とそれ以前から国内に存在していた「共生」という二つの言葉がつなげられて生まれた和製語である。「共生」の歴史は、在日コリアンが、市民的権利の獲得を目指すために、200項目以上残されていた行政差別に対する撤廃運動を行っていた1970年代前半に遡る(徐ほか 2000: 12)。ほかにも、アイヌと和人やジェンダー間の対等な関係のあり方を示す言葉として使用してきた。

「多文化共生」が主要新聞社の紙面に初めて登場したのは、1993年、川崎市で開催された開発教育国際フォーラムに関する記事が掲載された同年1月12日付の『毎日新聞』においてである⁶⁾。しかしながら、「多文化共生」が全国に広まったのは、1995年の阪神・淡路大震災のことである。後に「ボランティア元年」と呼ばれるようになったこの年、130万人以上ともいわれるボランティアが被災地に集まつたが、その活動の一つの柱として、被災外国人支援活動が位置づけられた。「多文化共生」という言葉の普及に一役買ったのは、「特別非営利活動法人 多文化共生センター」の存在であろう。阪神・淡路大震災の数日後に被害の少なかった大阪で立ち上げられた民間ボランティア団体の「外国人地震情報センター」が同年10月に改称して「多文化共生」を冠するようになった。

その後「多文化共生」は、さまざまな自治体や市民活動に広がり、阪神・淡路大震災の10年後にあたる2005年には、初めて国レベルで登場した。2005年6月、総務省が「多文化共生の推進に関する研究会」を立ち上げ、その成果として2006年3月に「多文化共生の推進に関する研究会報告書——地域における多文化共生の推進に向けて」を発表したのである。この間、日本経済団体連合会(日本経団連)や「外国人集住都市会議」などのさまざまな提言も、出入国管理基本計画の変遷に見られるような、政府の外国人受け入れに対する方針転換を促してきたと言える(詳細は竹沢 2009b)。

「多文化共生」の意味は、使う人や目的によって多種多様であるが、総務省の「多文化共生の推進に関する研究会報告書」に記載されている定義は以下のとおりである。「国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築こうしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと」(総務省 2006: 5)。この定義自体、「多文化」の構成要素が国籍や民族などの異なる人々とされ、事実上範囲を限定していることや、文化が重層的に捉えられていないなど、数々の問題をはらんでいる。しかし、あえて前向きに考えるなら、「地域社会の構成員として共に生きていくこと」という表現に、後述するように日本社会における多文化共生の可能性を模索する余地があるようと思われる。

2. 「多文化主義」と「多文化共生」

先述のように、日本の多文化共生は諸外国の多文化主義に影響を受けたものであるが、近年、多文化主義の先進国であったオーストラリア、カナダ、アメリカ合衆国(以下アメリカ)、イギリス、オランダ等では多文化主義への批判が臨界点に達し、マスコミ報道だけではなく「多文化主義の終焉」「多文化主義の消滅」「多文化主義の後退」などの表題を掲げた著書や論文も目立つようになっている(竹沢 2009: 16-17)⁷⁾。ドイツのメルケル首相が2010年10月に、イギリスのキャメロン首相が2011年2月に、「多文化主義は失敗した」と発言して議論を呼んだのもそのような流れのなかでの出来事である。日本においては、統計に表れる外国人登録者の絶対数および人口比率は、社会的脅威となるような数字ではないこともあって、社会分裂を招くといった欧米の多

文化主義に向けられた批判は日本では少なくとも表面化していない⁸⁾。それでは日本の多文化共生が、諸外国の多文化主義と同じ道を辿るのではなく、軌道修正しながらも日本独自の発展形態をとるためにはどうすればよいのか。それをるために、多文化主義をめぐる議論をどのように援用することが可能なのか、日本で生まれた事情は何かについて整理しておくことが肝要であろう⁹⁾。

まず、欧米における多文化主義をめぐる議論をどのように援用できるかについて述べておきたい。第一に、「多文化主義」(multiculturalism)という言葉は、主流集団の優位性の下にマイノリティ集団を承認するものであると批判された「文化的多元主義(cultural pluralism)」に代替する言葉として登場したことが挙げられる。ところが、特定集団の優位性を認めない本来の理念に反して、支配集団の中心性や優位性が揺らぐことはなく、その社会的特権が前提視されている。日本の「多文化共生」においても同様の問題が見られる。

第二に、イギリスの多文化主義でしばしば批判を浴びた3S(Samosa, Sari, Steel Drum)同様¹⁰⁾、日本の「多文化共生」においても「多文化」が3F、すなわち「衣(fashion)」、「食(food)」、「祭(festival)」に還元される傾向がみられる。これらの華やかな側面に「光」が当たるなか、構造的差別や偏見等が「影」となり覆い隠されてきた。さらにネオリベラリズムが席卷する現在、それらの「文化」が単なる消費の対象とされたり、政治的に利用されたりする場合もある。しかしながらそれらの3Fを積極的に打ち出すイベントを多文化共生の啓発事業と位置づけるなら、幅広い層の日本人の理解を深める上で、ある一定の役割は果たしてきたと考えられる。

第三に、多文化主義が集団内の多様性の消去や本質主義的な「文化」概念により、文化の重層性や可変性を不透明にすることもしばしば指摘されてきた。それのみならず、「多文化」(=数えられるエスニック・マイノリティ集団)を構成する一集団として「承認」されているマイノリティの上位数集団とそれ以外の集団との間に線引きが行われている。後者は、実質的に「多文化」から消去され、その結果、さまざまなサービスの享受において集団間に大きな格差が生じている。日本では、外国人登録者が国籍別に認識されるが、上位から6、7集団あたりで線引きが行われる場合が珍しくない。

それでは、日本の社会事情が生み出した多文化共生の課題は何であろうか¹¹⁾。第一に指摘しなければならないのは、日本の多文化共生施策や取組みが基本的に新移住者を念頭においたものであり、歴史的に周縁化されてきた集団は、軽視または排除されていることである。とりわけ外国にルーツをもたないアイヌ、沖縄の人々、被差別部落出身者の権利拡大のために多文化共生の取組みが行われることはごく稀である。アイヌや沖縄の人びとの存在が可視化されるのは、対外的な政治的演出か、観光資源として消費対象とされる時であることが多い。

第二の点は、政府、地方自治体、NGO・NPOにおける多文化共生の取組みの主軸に、日本語支援や多言語情報発信が据えられていることに象徴されるように、言語支援への偏重がみられることである。こうした背景には、日本の多文化共生が、阪神・淡路大震災における多言語情報発信の必要性から広まったという経緯も一因となっている。

第三に、「多文化」とはいえ、「日本人」対「外国人(外国籍)」の二分法があまりに支配的であるため、日本は「エスニシティ」概念が発達しにくい土壤となっていることが挙げられる。そのため、帰化した人々は、「日本人」のなかに一律的に回収され、公共圏では見えにくい存在となっている。

第四に、日本では、とくに新移住者の寡少性のあまり、集団の代表性(representation)が特定の組織や個人に固定化されやすい。その結果、代表性が資源や情報の一極集中を招き、当該集団内の格差を生み出しているケースも稀ではない。国や自治体も支援対象や外国人住民の代表として、一集団につき一団体を選ぶ傾向にある。

第五として、多文化共生に含意される対等な関係を傷つけるような人種差別が行われたとしても、現在の日本には人種差別を罰する特別な法律は存在しないことを指摘したい。日本は1995年人種差別撤廃条約を批准しているが、その批准条件とされている人種差別を禁止する法律の制度化をまだ達成していない。現状では政府高官や都道府県の首長等による差別発言も含めて、多文化共生と相反する言動は野放し状態となっており、人種差別禁止法の制定は火急の課題である。

以上見てきたように、日本の多文化共生には、諸外国の多文化主義に対す

る批判を援用できる側面と、日本の事情により生じてきた課題とがある。多文化共生を「失敗」に終わらせないためには、これらの双方を勘案しつつ対処していくことが不可欠である。

3. 日本独自の可能性を求めて

前節で示されたように、日本の多文化共生は諸外国の多文化主義に比べてさまざまな意味で未熟である。しかし逆に言えば、その未熟さゆえに諸外国のようなステイグマ化には至っておらず、独自の路線で発展する可能性をもっている。

その鍵となるのが、「地域社会」という概念であるようと思われる。むろん地域社会やコミュニティを謳う表現は、諸外国においてもレトリックとしてしばしば見受けられる。だが、日本のなかで注目されている実践例では、「地域社会」を前面に打ち出すことにより、諸外国が直面しているような対立構造を回避することに成功しているように思われる。

アメリカではアファーマティブ・アクションの実施にあたり、2003年のミシガン大学の二つの連邦最高裁判決に見られるように¹²⁾、多様性の確保は合憲とされるが、特定集団への割当て(クオータ)や点数操作は違憲とされている。しかし日本では一部の公立高校における外国籍生徒や大学におけるマイノリティのための「特別枠」が、多文化共生の推進の上できわめて重要な役割を担っている。

たとえば、2010年から始まった札幌大学における「ウレシバ・プロジェクト」は、将来のアイヌ文化担い手の育成と学内における多文化共生のモデルづくりを目的として特別枠を設け、一定数のアイヌの学生を確保している。しかも入学後も「ウレシバ・クラブ」を通してきめ細やかな指導を行い、ウレシバはアイヌの学生たちの拠り所であるとともに、「和人」学生にとってアイヌの歴史や文化を学習する場となっている。プロジェクトの構想レベルで「特別枠」の妥当性が議論された時、説得材料となったのは、札幌というこの地域においてアイヌの問題なくして〔文化学部の理念である〕共生はありえないという論点であったという¹³⁾。また、神奈川県、大阪府、岐阜県、福島県をはじめいくつかの地方自治体で実践されている外国人生徒のための



「特別枠」も、言語や教育制度の違い、家庭の経済的事情等により、高校進学が困難となっている外国にルーツをもつ子どもたちに教育の機会を地域レベルで提供するものである。

筆者が阪神・淡路大震災以後注目してきた調査対象の一つに、神戸市長田区にある、「NPOたかとりコミュニティセンター」がある。震災時、カトリック鷹取教会(後に「カトリックたかとり教会」に改称)は、国内外から集まったボランティアの救援基地となったが、その時、敷地内で発足した数々のNGOが傘下組織となり、現在の同センターが生まれた。今では地域住民が、食堂やバーもあるこのセンター／教会に気軽に出入りしている。ここでは、ベトナム人や在日コリアンといった「外国人」が特別扱いされるのではなく、地域社会における高齢者、青少年、沖縄・奄美出身者、障害者も「多文化」に含まれ¹⁴⁾、先駆的な多文化共生の実践場として全国から注目を集めてきた。神戸には、この他にも震災を契機に「多文化共生」を継続的に実践している地域社会が少なくない¹⁵⁾。同様の理念を掲げている東京の市民グループとして、新宿区大久保にある「共住懇」が挙げられる。「地域社会の新しいあり方を追求する」このグループも、「多民族・多国籍」だけではなく、ジェンダーや階層の違い、世代等の多様な属性を「多文化」に含めている¹⁶⁾。

本節で述べてきた「地域社会」とは、他者や異人に対する排他性を伴う地域共同体でも行政単位の末端でもない。住民の主体性が強く表れた新しいまちづくりとして取り組まれる「地域社会」を意味する。「人権」概念の上からの啓発だけではなく、共生を日常的に実践し、五感を通して感じられる空間としての「地域社会」に、日本の多文化共生の可能性を見いだせるのではないかだろうか。

4. 移民研究から多文化共生を考える

多文化共生についてはすでに数多くの先行研究が存在しているが、移民研究は、それらにいかなる貢献が出来るだろうか。先行研究の多くは「多文化共生」をめぐる諸事象・諸問題に焦点を当てる一方、歴史的な視点を十分にもつとは言えない。これに対して、移民研究には日本から海外へ移住した移民に関する豊富な研究蓄積があるため(移民研究会編 2008)、過去の「出移民」

序論 移民研究から多文化共生を考える 9

(emigrants)と現在の「入移民」(immigrants)に関する研究の溝を埋めながら多文化共生についてアプローチすることが可能であろう。

たとえば、現代日本における朝鮮学校に対する高校授業料無償化をめぐる議論からは、第二次世界大戦前のアメリカ合衆国やブラジルにおける日本語学校の歴史が想起される¹⁷⁾。時代背景も政治状況も異なる事例だが、教科書やカリキュラム、肖像／御真影をめぐる問題について、比較の糸口が存在しないわけではない¹⁸⁾。日本語学校に関する以下の歴史的事実は注目に値する。

アメリカのネブラスカ州では、1923年、連邦最高裁が外国語学校取締法は違憲であるとの判決を下した。その理由は、「外国語学校取締法は外国語学校の教師の職業の自由と、語学を得ようとする学童の機会、そして両親の子どもに対する教育の権限などに干渉するものである」というものであった。この判決は、すでに取締法が制定されていたカリフォルニア州などにも影響を与えた(賀川 1999: 135)。ハワイにおいても、1926年、外国語学校取締法について、「両親が独自の方法で自分のこどもを教育する権利を認め、憲法で認められた権利を抑止もしくは否定したところに如何なる善良な市民をも作り得ない」とした違憲判決がサンフランシスコ第9合衆国巡回控訴院によって下されている(沖田 1997: 250-251)。

しかし、当時の日本語学校の教育方針は、アメリカ国内の社会事情や「祖国」をめぐる国際事情の影響を受けて二転三転した。第一次世界大戦後、アメリカ化運動と平行して排日気運が高まるごとに、在米日本人社会内でも自分たちを「帝国臣民」として見なす日本の教育方針に従うのではなく、「善良なるアメリカ市民」としての教育を二世に施すべきとする主張が強まった。ところが、満州事変以降の日本の帝国主義拡張に伴い、『日本語読本』よりも国定教科書を採用する学校が急増した¹⁹⁾というように(坂口 2001)。

その後、第二次世界大戦中に日本にルーツをもつというだけの理由で強制立退き・強制収容を経験することになった日系二世は、戦後、主流社会への同化志向を強めた。1990年に強制収容に対する補償が実現するまで、日本語や日本文化はステイグマ化され、日系アメリカ人のアイデンティティの葛藤と苦悩が長く続くことになる。

海外において最大の日系人口を有するブラジルにおいても、日本語学校

は時代とともに大きな変容を遂げてきた²⁰⁾。1930年代、一国家一言語政策に基づきナショナリズムは強化され、1931年の日本語学校に対する取締り令、1938年の14歳以下の児童を対象とした外国語の使用禁止、1939年の外国语雑誌の取締令など、ブラジル社会における日本語教育を取り囲む環境は厳しくなっていった。それが戦後は、「良き日系ブラジル人を育てる」ための操教育に力点を置いた継承語教育へ、さらに1980年代以降は、外国语教育としての日本語教育へと大きな変容を見せる(モラレス松原 2011)。

移民研究の蓄積にもとづき、移民やマイノリティの「エージェンシー」にも注目したい。ここでは、彼らが架け橋となって危機的状況を救い、関係改善に大きな役割を果たした事例を取り上げる。一つは、沖縄戦における集団死(「集団自決」)の回避に果たした役割である。読谷村のシムクガマは、約千人あまりの住民がガマから投降して生き残った場所として知られる。そのガマを出て米軍と交渉し、これらの人々に投降を促したのは、ハワイ移民の経験者であった。彼らは住民にガマを出るように説き伏せ、アメリカ兵に住民に抵抗の意志がないことを伝え、結果的に千人近くもの命を救った。このように海外の移住先から帰還した人たちが集団死しようとする住民を説得し、米軍と交渉してガマから投降させ命を救った事例は他にも数多く存在するという(屋嘉比 2009:377)。

もう一つは、日系アメリカ人が、日米摩擦の解消に寄与した事例である。とくに1980年代、中曾根発言(1986年)をはじめ、政府高官による一連の差別発言が続き、1988年にはサンリオによるちびくろサンボ人形が製造され、アメリカ国内で非難を浴びた²¹⁾。このように日本側の人種偏見が露呈し、日米関係に大きな摩擦が生じたとき、日系アメリカ人が架け橋的な役割を果たしたのである²²⁾。

ここで示した二つの事例は、多様な文化的背景を保持する移民やその子孫が、自らがもつ国境を越えた経験知や発想力などの文化資源を動員することにより危機回避に貢献する可能性を示唆している。換言すれば、国と国のはざまで二重・三重の苦境に追い込まれざるを得ない移民たちが必然的に獲得してきた能力ともいえる。

以上挙げた事例は、アメリカとブラジルの日本人移民らの経験である。日

本では、アメリカと異なり、国籍の血統主義と外国人人口の寡少性ゆえに同化への圧力が強い。そのような日本における多文化共生を考える時、とくに重要となってくるのは、「国籍」「シティズンシップ」の概念であろう。いまや多くの外国にルーツをもつ人々にとって、出自をもつ国の国籍は、国家への唯一無二の忠誠を誓う証というより、移住先でマイノリティとして生きる上で重要な自らのアイデンティティの象徴の一つである。一方、居住国の国籍は、自らの選択の意志の反映であり、さまざまな権利や日常生活の利便性を担保するものもある。移民やその子どもたちにとって帰化するか否かは、これら二つを天秤にかけ、自らや家族のためにどちらを選択するかといった切実な問題なのである。他方、居住国を生きる上で移民やその子どもたちにとっては、しばしば「国家」よりもローカルな「地域」の方が重要な意味合いをもつ。自らの声を政治に反映させようとするのは、むしろローカルなレベルであり、それゆえに地方参政権をはじめとする政治参加のあり方が問いかれているのである。

さらに、ポスト植民地主義が問題をより複雑にしている。イギリスやフランスにおいては、旧植民地からの移民に対する諸政策が揺らいでいるが、ポスト植民地主義の影響下にある移民のシティズンシップとそれ以外の地域からの国際移民のシティズンシップを同列に論じることはできないのであり、それは、日本の旧植民地化にあった人々についても同様である。これは、グローバリゼーションの加速化によってその正統性を問いかれる国民国家が、移民の権利をいかに保障するのか、さらにはいかなる国民形成を展開していくのかという、より大きな課題にも通ずるものである。

5. 本書の構成

本書は四部から構成されている。第一部では、日本における多文化共生の今後のありようを考えるために、海外の多文化主義(あるいはその不在)の現状と課題を検証する。塩原は、多文化主義を国はとしてきたオーストラリアにおいて、なぜ現在「多文化主義」という言葉が消失したのかという問い合わせから出発し、多文化主義の制度化とともに進められた「管理」の内実を明るみにしながら残された課題を考察する。同じく多文化主義が厳しい批判に晒され

ているカナダについて、辻は、マイノリティ内部での抑圧的文化の実践、公共空間における宗教表現、マイノリティと主流社会の相互理解の方策などに注目しながら、その正当性をめぐる議論を吟味する。石川は、政権移行に伴い出生地主義を部分的に導入し、非移民国から移民国へとスタンスを変えたドイツにおいて、どのような理念に基づき「多文化主義」ではなく「社会統合」を国家施策の基本に据えたのかを明らかにしている。

第二部では、海外に渡った日本人移民・殖民の歴史的経験やその子孫のアイデンティティがテーマとなっている。まず坂口は、出移民の歴史を3期に分けて、それぞれの特徴を提示する。日本の移民たちは、いつどこからどこに向かって移住したのか、どのようにして移民となったのかという、現代の南米出身の日系人を理解する上でも重要な問いに迫る。日系アメリカ人の「一世」「二世」「三世」という世代の言葉については、移民法との関連で必然的に生成されたと考える立場や構築物でも当事者には重要な意味をもつ実体であると捉える立場もあるが、南川は、1950年代1960年代の日系アメリカ市民協会(JACL)による「一世の歴史」プロジェクトに注目することにより、その世代的思考枠組みがどのようにして構築されたかを批判的に問い合わせる。ハワイの沖縄系をめぐる社会的カテゴリーを取り上げる岡野は、当初、日系社会内でも差別されて「二重のマイノリティ」であったオキナワ人が、「ジャパニーズ」とは別カテゴリーのエスニック集団へと「昇格」していく過程を明らかにする。木村と蘭は、日本人の海外移動のなかで最大規模となる日本帝国圏内への移動と戦後の日本への還流や定着について考察する。日本における在日朝鮮人や中国帰国者がいかなる移動の過程を経て形成されたのかを知る手がかりとなる。第二部の終わりには、和泉による海外日系コミュニティにおける和太鼓に関するコラムと、小嶋による国内外における移住博物館等を紹介するコラムが添えられている。

第三部は、日本国内に居住する外国にルーツをもつ人々を対象とする論考で構成されている。外村は、在日朝鮮人の移住は、植民地時代に遡るもの未解決の問題が山積しているとして、思想を主軸として日本人と朝鮮人の民族関係の変遷を辿ることにより、日本人の单一民族国家観の変化や朝鮮人の日本社会への参入に見られる変化などを描き出す。石井は、多文化共生施策

から取りこぼされる「在日タイ人」のなかの無国籍者に光を当て、越境移住と日本社会における地位上昇がジェンダーに大きく左右されている実態を明らかにする。近年、南米から世界諸地域への移民が急増していることを受けて、イシは、在日ブラジル人を日系人の延長としてではなく、在外ブラジル人の一部として捉える新しい視点を提供しつつ、彼らのなかでディアスポラ意識がいかに構築されつつあるかを考察する。白水は、多文化共生関連のメディアが主流集団とエスニック集団をつなぐ「架橋エージェント」として果たす役割について、三つの事例を紹介しつつ、彼らの行動と語りから多文化社会におけるメディアの実践のあり方を探る。これらの章のほかに、園田による神戸の老華僑にとっての多文化共生に関するコラムと、ハタノによる南米ルーツの子どもたちの就学の実態と教育政策を論じたコラムがある。

最後の第四部では、移民研究の方法論について、従来のように歴史学、社会学、文学等の学問分野別に、つまりタテ割にアプローチするのではなく、研究対象と課題に応じた多角的な研究方法論を提示する。森本は、文献調査、量的調査、質的調査、複合的調査のそれぞれについて、移民研究の実例と移民を対象とする手法について検討する。合衆国のセンサスに着目する菅(七戸)は、その史・資料を用いた事例研究を紹介しつつ、研究方法や課題について記している。森茂と中山は、日本人移民と日系人の歴史的経験に基づいた移民学習の意義と実践法について論ずる。東は、合衆国における移民史研究の視点から日本における北米移民史研究の現状と課題を分析する。

本書はこのように、移民研究の蓄積に基づき、多文化共生研究に新たな知見を提供することを目指す初の試みであるが、同時に多くの課題も積み残している。

まず、日本の多文化共生を誰が語るのかを考えれば、より多くの当事者による執筆が望まれるところであった(崔・加藤 2008)。また多文化共生はあくまでも関係性の概念であるが、日本人を含めた共生の実践例や、在日コリアンと被差別部落の関係性については、研究例が少ないものの本書に含めたいテーマであった。さらに、日本人移民のすべての移住先や日本国内のすべてのエスニック集団を含めることは不可能であるものの、オセアニア・東南アジア地域に移住した日本人移民、進駐軍兵士と結婚して海を渡った「戦争花

嫁」と呼ばれた女性たち、戦後に海外に移住した人々、日本に在住する朝鮮族中国人のような二重の越境者、古くから日本に住んでいる欧米系の二世・三世などに関する研究も今後望みたい内容である。

紙幅に制限があるなかで、多岐に渡る現象をさまざまな要因に目配せしながら執筆応募者を含む現会員の中で賄うには限界があった。本書はあくまでも第一歩であり、今後も移民研究と多文化共生をつなぐこの新たな領域が進展し続けることを期待したい。

注

- 1) 筆者自身も別稿で批判的に論じたことがある(竹沢 2009b)。
- 2) たとえば、(梶田・丹野・梶口 2005)。梶口らは、「統合」を「異なるエスニック集団が、社会文化的な領域での多元性と政治経済的領域で集団の境界と独自性を維持しつつ、政治経済的領域での平等を可能にすること」と定義している(2005: 298)。政治経済的領域での平等を推進するにあたって、「権利」と「コミュニティ」の両者に焦点を当てる必要があるという梶口の指摘は、筆者の問題意識とも共通する。
- 3) たとえば、北アフリカ諸国や地中海諸国は、サブサハラ以南からヨーロッパに移動する移民にとって重要な中継国となっている。
- 4) 二重国籍は当初移民送出国で相次いで認可されたが、受け入れ国も認める傾向が強まっている。送出国は、二重国籍を認めることにより、移民たちの送金を促し、結果的に大きな経済的メリットを得ている。一方、移民のなかで出身国への政治参加を望む声は高まりを見せており、限定期的であれ国外の移民に選挙権を認める国が増えていく。日本においても、1998年公職選挙法が改正され、2000年から国政レベルで在外日本人の選挙が認められるようになった。
- 二重国籍者や非正規移民の増加と関連して考えなければならないのは、無国籍者の増加である。日本のように血統主義の国籍法を採用する国家においては、非正規移民が子どもを移住先で産んだ場合、特別な救済策が講じられない限り無国籍者が生まれる。
- 5) 以上の数字は入国管理局ホームページより。<http://www.immi-moj.go.jp/toukei/index.html>
- 6) NPO法人「多文化共生センター」の創設者である田村太郎氏によると、同フォーラムの報告書には、「多文化・多価値の共生」という表現はあるものの、「多文化共生」という表現は見出せない。新聞記者による誤記(あるいは省略表記)か、フォーラムで口頭では用いられたが報告書作成の段階で脱落したかのどちらかではないかという。田村氏がこの言葉を最初に知ったのは、翌1994年8月に山形で開催された、JVC(日本国際ボランティアセンター)の会員の集いにおいてであったという。
- 7) 多文化主義について、そのバックラッシュを含めて再評価しようとする立場については、Vertovec and Wessendorf (2010) を参照。
- 8) もっとも、在日や被差別部落が「特権」を享受しているとする右翼団体等の社会的

影響力を看過できないのは事実である。

- 9) 本節における議論は、別稿(2009b)を大幅に修正発展させたものである。
- 10) Samosaは南アジア地域の軽食、Sariは南アジア地域の民族衣装、Steel Drumはトリニダード・トバゴ生まれの楽器である。
- 11) 岩渕は、多文化状況をめぐる欧米先進国と日本の最大の相違点は、日本では戦後一贯して民政政策を採用してこなかったことから、社会統合政策が国家レベルで議論されてこなかった点であると述べている(岩渕 2010: 12)。
- 12) ミシガン大学の法科大学院と学部におけるアファーマティブ・アクションをめぐる最高裁判決は、次のように明暗が分かれた。法科大学院の場合、「多様性の確保」のための一要素として人種を考慮することは合憲であるとされたのに対し、学部の場合、マイノリティに対する「自動的なポイント加算」であったため違憲とされた。なお、割当優遇制度に対して違憲であるとの連邦最高裁の判決については、1978年のバッキー判決が有名である。
- 13) 2010年8月9日に札幌大学文化学部長の本田優子氏に行ったインタビューより。
- 14) 傘下にあるFMわいわいの番組表にもその多様性は反映されている。<http://www.tcc11.org/fmwy/timetable/index.html>
- 15) 阪神大震災と多文化共生については、被災地から共生のまちへと劇的に生まれ変わった事例を含めて、筆者が監修した「神戸市立海外移住と文化の交流センター」にある展示を参照。
- 16) <http://www3.osk.3web.ne.jp/~kyojukon/kyojukon-guide.html> より。
- 17) 朝鮮学校に対する高校授業料無償化をめぐっては、北朝鮮による拉致問題が大きく影を落とし、当初、朝鮮学校を対象から除外する議論が存在していた。その後、文科省は朝鮮学校の視察を行い、カリキュラム上問題ないと「確認」、また「外交上の配慮は判断材料にしない」という声明を発表して、授業料無償化の対象に含める方向へ動いていた。それが北朝鮮による韓国ヨンビョン島攻撃後に振り出しに戻り、本稿執筆の時点で無償化は停止されたままである。
- 18) アメリカ合衆国やブラジルなどにおける日系二世らの語りのなかに、日本(語)学校で飾られていた御真影や慣習的に行われていた皇居遙拝(東方遙拝)など臣民教育の影響力を伺わせる話がしばしば登場する(前山 2001: 5; 竹沢 1994: 78)。根川は、ブラジルにおけるリベラルな学校での例外的な事例を紹介すると同時に、ブラジルにおける日系二世世代への徹底的な教育と普及ぶりをも指摘している(根川 2010)。
- 19) たとえば、戦前に最多の日本語学校が存在したサンフランシスコでは、149校のうち国定教科書採用は97校、独自の日本語読本採用が17校、両者併用が35校である。日系人の比率が高かったハワイでは、132校中、ハワイで独自に編纂した日本語読本を採用する学校が128校であった(外務省記録「日本語学校調査一件」坂口 2001: 196より引用)。
- 20) 日本人ブラジル移住100周年を迎えた2008年、ブラジルと日本の両国において、盛大な記念式典が繰り広げられたことは記憶に新しい。今や150万人を超えるとも言われる世界最大規模の日系人コミュニティを有するブラジルで、100周年の記念日が國家全体にとって重要な歴史の一頁であるかのごとく扱われたことは、日本でも大きな関心を集めめた。
- 21) 1986年8月、中曾根康弘首相(当時)は、アメリカの知的水準が低いのは、黒人、ブ

- エルトリコ人、メキシコ人がいるためと発言した。1988年7月には、渡辺美智雄自民党政調会長（当時）が、1990年9月には、梶原静六法務大臣（当時）が、それぞれ人種差別発言をして問題となった。1988年7月、『ワシントンポスト』紙が、サンリオ社製造の人形サンボとハナを批判した。同社はすみやかに製造を中止したものの、サンフランシスコの在米子会社にも抗議が殺到した。
- 22) たとえば、サンリオは全米日系市民協会（JACL）事務局長（当時）のロン・ワカバヤシ氏と、現地子会社に起用されたドン・タマキ氏の二人の日系アメリカ人から受けた助言にもとづき、公式謝罪のみならず、貧困層の子どもたちに約26万ドル相当の玩具をクリスマス時期にプレゼントし（『ロサンゼルス・タイムズ』1988年11月7日付）、さらにアメリカのマイノリティ青少年を日本に派遣するプログラムも実施した。これらの対応によりサンリオは、アフリカ系アメリカ人議員やコミュニティ指導者らから高い評価を得たのである（石 1992）。

参考文献

- 石朋次 1992 「人種差別・政治・マーケット——日本企業とアフリカ系アメリカ人」『解放社会学研究』第6号、125-142頁。
- 板垣竜太 2011 「現代日本のレイシズムの点描——朝鮮学校に対する攻撃・排除を事例に」京都大学人文科学研究所「人種表象の日本型グローバル研究」研究口頭発表論文。2011年2月19日。
- 移民研究会編 2008 『日本の移民研究——動向と目録Ⅰ・Ⅱ』明石書店。
- 岩瀬功一編著 2010 『多文化社会の〈文化〉を問う——共生／コミュニティ／メディア』青弓社。
- 沖田行司 1997 『ハワイ日系移民の教育史——日米文化、その出会いと相剋』ミネルヴァ書房。
- 賀川真理 1999 『サンフランシスコにおける日本人学童隔離問題』論創社。
- 梶田孝道・丹野清人・樋口直人 2005 『顔の見えない定住化——日系ブラジル人と国家・市場・移民ネットワーク』名古屋大学出版会。
- 坂口満宏 2001 『日本人アメリカ移民史』不二出版。
- 塩原良和 2010 『変革する多文化主義——オーストラリアからの展望』法政大学出版局。
- 徐龍達・遠山淳・橋内武編 2000 『多文化共生社会への展望』日本評論社。
- 総務省 2006 『多文化共生の推進に関する研究会報告書——地域における多文化共生の推進に向けて』 http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/2006/pdf/060307_2_bs1.pdf
- 竹沢泰子 1994 『日系アメリカ人のエスニシティ——強制収容と補償運動による変遷』東京大学出版会。
- 1998 「グローバリゼーションと移民研究」『移民研究年報』特集 移民研究の現状と課題Ⅰ、68-81頁。
- 2006 「『外国人』としての日系人——多文化共生をめざす震災後の神戸のなかで」レイン・リョウ・ヒラバヤシ他編『日系人とグローバリゼーション』人文書院、467-493頁。
- 2009a 「総論 人種の表象から社会的リアリティを考える」竹沢泰子編『人種の表象と社会的リアリティ』岩波書店、1-26頁。
- 2009b 「序——多文化共生の現状と課題」『文化人類学』74卷1号 日本文化人類学会、86-95頁。
- 西川長夫・高橋秀寿編 2009 『グローバリゼーションと植民地主義』人文書院。
- 日本経済団体連合会 2004 『外国人受け入れ問題に関する提言』 <http://www.keidanren.or.jp/japanese/policy/2004/029/honbun.html>
- 2009 『競争力人材の育成と確保に向けて』 <http://www.keidanren.or.jp/japanese/policy/2009/036/honbun.pdf>
- 根川幸男 2010 「御真影・教育勅語・修身」「海を渡った日本の教育」ディスカバー・ニッケイ <http://www.discovernikkei.org/ja/journal/2010/9/10/nihon-no-kyouiku/>
- 前山隆 2001 『異文化接触とアイデンティティ——ブラジル社会と日系人』御茶の水書房。
- 崔勝久・加藤千香子編 2008 『日本における多文化共生とは何か——在日の経験から』新曜社。
- 馬淵仁編著 2011 『「多文化共生」は可能か——教育における挑戦』勁草書房。
- モラレス松原礼子 2011 「循環するブラジルの日本語教育」国際会議「トランスナショナルな「日系人」の教育・言語・文化——過去から未来に向かって」報告論文、早稲田大学移民・エスニック文化研究所、2011年3月5-6日。
- 屋嘉比取 2009 『沖縄戦、米軍占領史を学びなおす——記憶をいかに継承するか』世紀書房。
- Martiniello, Marco and Jean-Michel Lafleur. 2008. "Towards a Transatlantic Dialogue in the Study of Immigrant Political Transnationalism", *Ethnic and Racial Studies*, 31-4, pp. 645-663.
- Portes, Alejandro and Josh De Wind. 2004. "A Cross-Atlantic Dialogue: The Progress of Research and Theory in the Study of International Migration", *The International Migration Review*, 38-3, pp. 828-851.
- Vertovec, Steven and Susanne Wessendorf. 2010. *The Multiculturalism Backlash: European Discourse, Policies and Practice*, London: Routledge.